

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成21(2009)年9月21日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成21年9月4日 裁判所HP

平成21年(受)1192号 不当利得返還請求事件(棄却)

いわゆる過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合でも、民法704条前段所定の利息は過払金発生時から発生する。

(理由)

金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない(大審院昭和2年(オ)第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照)。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なるところはない。

(2) 最二判平成21年9月4日 裁判所HP

平成21年(受)47号 不当利得返還請求事件(一部棄却・一部却下)

Xが、貸金業者であるYに対し、主位的に、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び民法704条前段所定の利息の支払を求めるとともに、予備的に、Yが過払金を受領し続けた行為は不法行為を構成すると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記過払金相当額の損害の賠償及び遅延損害金の支払を求める事案において、不法行為の成立を否定した事例。

(理由)

一般に、貸金業者が、借主に対し貸金の支払を請求し、借主から弁済を受ける行為それ自体は、当該貸金債権が存在しないと事後的に判断されたことや、長期間にわたり制限超過部分を含む弁済を受けたことにより結果的に過払金が多額となったことのみをもって直ちに不法行為を構成するということではできず、これが不法行為を構成するのは、上記請求ないし受領が暴行、脅迫等を伴うものであったり、貸金業者が当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られるものと解される。この理は、当該貸金業者が過払金の受領につき、民法704条所定の悪意の受益者であると推定される場合においても異なるところはない。

本件において、YのXに対する貸金の支払請求ないしXからの弁済金の受領が、暴行、脅迫等を伴うものであったことはうかがわれず、また、第1取引に基づき過払金が発生した当時、貸金業法43条1項(平成18年法律第115号による改正前のもの)により、制限超過部分についても一定の要件の下にこれを有効な利息債務の弁済とみなすものとされており、しかも、その適用要件の解釈につき下級審裁判例の見解は分かれていて、当審の判断も示されていなかったことは当裁判所に顕著であって、このことからすると、Yが、過払金の発生以後、貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのにあえてその請求をしたということもできず、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くものであったとはいえない。

(3) 最二判平成21年9月11日 裁判所HP

平成19年(受)1128号 貸金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件(破棄差戻し)

貸金業者Xにおいて、「元利金の支払を怠ったときは通知催告なくして当然に期限の利益を失い、残債務及び残元本に対する遅延損害金を即時に支払う」旨の約定(以下「本件特約」という。)に基づき借主Yが期限の利益を喪失した旨主張することが、信義則に反し許されないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

原審は、Xにおいて、Yが本件特約により本件各貸付けについて期限の利益を喪失した後も元利金の一括弁済を求めず、Yからの一部弁済を受領し続けたこと(以下「本件事情1」という。)、及び本件各貸付けにおいては、約定の利息の利率と約定の遅延損害金の利率とが同一ないし近似していること(以下「本件事情2」という。)から、Xが領収書兼利用明細書に弁済金を遅延損害金のみ又は遅延損害金と元金に充当する旨記載したのは、利息制限法の制限を潜脱し、遅延損害金として高利を獲得することを目的としたものであると判断している。しかし、借主が期限の利益を喪失した場合、貸主において、借主に対して元利金の一括弁済を求めるか、元利金及び遅延損害金の一部弁済を受領し続けるかは、基本的に貸主が自由に決められることであるから、本件事情1だけでXがYに対して期限の利益喪失の効果を主張しないものと思わせるような行為をしたということではできない。

また、本件事情2は、Xの対応次第では、Yに対し、期限の利益喪失後の弁済金が、遅延損害金ではなく利息に充当されたのではないかとの誤解を生じさせる可能性があるものであることは否定できないが、Xにおいて、Yが本件各貸付けについて期限の利益を喪失した後は、領収書兼利用明細書に弁済金を遅延損害金のみ又は遅延損害金と元金に充当する旨記載してYに交付するのは当然のことであるから、上記記載をしたこと自体については、Xに責められる理由はない。むしろ、これによってXは、Yに対して期限の利益喪失の効果を主張するもの

であることを明らかにしてきたというべきである。したがって、本件事情1,2だけからXが領収書兼利用明細書に上記記載をしたことに利息制限法を潜脱する目的があると即断することはできない。

原審は、Xにおいて、Yが本件貸付け1,2について期限の利益を喪失した後に本件貸付け3を行ったこと(以下「本件事情3」という。)も考慮し、Xの期限の利益喪失の主張は従前の態度に相反する行動であり、利息制限法を潜脱する意図のものであって、信義則に反するとの判断をしているが、本件事情3も、Xが自由に決められることである点では本件事情1と似た事情であり、それだけでXが本件貸付け1,2について期限の利益喪失の効果を主張しないものと思わせるような行為をしたということではできないから、本件事情3を考慮しても、Xの期限の利益喪失の主張が利息制限法を潜脱する意図のものであるということではできないし、従前の態度に相反する行動となるということもできない。

他方、Yは、本件各貸付けについて期限の利益を喪失した後、当初の約定で定められた支払期日までに弁済したことはほとんどなく、1か月以上遅滞したこともあったというのであるから、客観的な本件各弁済の様子は、Yが期限の利益を喪失していないものと誤信して本件各弁済をしたことをうかがわせるものとはいえない。

そうすると、原審の掲げる本件事情1ないし3のみによっては、Xにおいて、Yが本件特約により期限の利益を喪失したと主張することが、信義則に反し許されないということではできない。

#### (4) 最二判平成21年9月11日 裁判所HP

平成21年(受)138号 不当利得返還請求事件(棄却)

貸金業者Yにおいて、「元利金の支払を怠ったときは通知催告なくして当然に期限の利益を失い、残債務及び残元本に対する遅延損害金を即時に支払う」旨の約定(以下「本件特約」という。)に基づき借主Xが期限の利益を喪失した旨主張することが、信義則に反し許されないとした事例。

(理由)

本件貸金契約には、遅延損害金の利率を年36.5%とした上で、期限の利益喪失後、毎月15日までに支払われた遅延損害金については、その利率を利息の利率と同じ年29.8%とするという約定があるというのであり、このような約定の下では、Xとしては、Yの対応によっては、期限の利益を喪失したことを認識しないまま支払を継続する可能性が多分にある。

Yは、Xが第5回目の支払期日における支払を遅滞したことによって期限の利益を喪失した後も、約6年間にわたり、残元本全額及び遅延損害金の一括弁済を求めることなく、Xから弁済金を受領し続けてきたというだけでなく、1 Xは、第5回目の支払期日の前にYの担当者から15万円くらい支払っておけばよいと言われていたため、上記支払期日の翌日に15万円を支払ったものであり、しかも、2 Xが上記のとおり15万円を支払ったのに対し、Yから送付された領収書兼利用明細書には、この15万円を利息及び元本の一部に充当したことのみが記載されていて、Xが支払を遅滞したことによって発生したはずの1日分の遅延損害金に充当した旨の記載はなく、3 Xが、第9回目の支払期日に、Yの担当者に対して支払が翌日になる旨告げた際、同担当者からは、1日分の金利を余計に支払うことを求められ、翌日支払う場合の支払金額として賦払金と年29.8%の割合で計算した金利との合計額を告げられたというのである。

上記のようなYの対応は、第5回目の支払期日の前のYの担当者の言動、同支払期日の翌日の支払に係る領収書兼利用明細書の記載、第9回目の支払期日におけるYの担当者の対応をも考慮すれば、たとえ第6回目の支払期日以降の弁済についてXがYから本件領収書兼利用明細書の送付を受けていたとしても、Xに期限の利益を喪失していないとの誤信を生じさせかねないものであって、Xにおいて、約定の支払期日より支払が遅れることがあっても期限の利益を喪失することはないと誤信したことには無理からぬものがある。

そして、Yは、Xが期限の利益を喪失していないと誤信していることを知りながら、この誤信を解くことなく、第5回目の支払期日の翌日以降約6年にわたり、Xが経過利息と誤信して支払った利息制限法所定の利息の制限利率を超える年29.8%の割合による金員等を受領し続けたにもかかわらず、Xから過払金の返還を求められるや、Xは第5回目の支払期日における支払が遅れたことにより既に期限の利益を喪失しており、その後発生したのは利息ではなく遅延損害金であったから、利息の制限利率ではなく遅延損害金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきであると主張するものであって、このようなYの期限の利益喪失の主張は、誤信を招くようなYの対応のために、期限の利益を喪失していないものとして支払を継続してきたXの信頼を裏切るものであり、信義則に反し許されないものというべきである。

#### (5) 東京高判平成18年12月26日 判タ1285号165頁

平成18年(ホ)第3816号 請負代金請求控訴事件(変更・確定)

本件は、Xと自宅兼アパート建築工事の請負契約を締結したYが、その後、広告に記載された住所地にXの商業登記の本店がなく、Xの広告や名刺に記載された免許番号での一般建設業の許可が失効していること等を知って、Xに騙されたと思い、「建築法違反(原文のまま)の為」と記載した解除通知を送付したため、Xが、本件解除はYの事由に基づくものであるとして民法641条等に基づく損害賠償を請求した事案である。本判決は、一般建設業の許可の点は両者間の信頼関係に影響を及ぼす事情であるが、許可がなくなった理由はXが更新手続を忘れた事務手続上の過失にすぎず、そのいきさつをYに説明していること、Xが特定建設業の許可を取得していなかった点についても取締法規違反の行為が直ちに私法上無効となるものではないこと等から信義則違反を理由とする解除は認められないとしたが、他方、YがXの建設業者としての適格性等に疑いを抱く根拠となった事実はいずれもXに原因があること等の事情を斟酌すると、Xの損害の2割を過失相殺により減額するのが相当であるとした。

#### (6) 東京高判平成19年9月12日 判タ1268号186頁

平成19年(ホ)第1190号 建物明渡、総会決議無効確認請求控訴事件(控訴棄却・上告、上告受理申立)

マンションY管理組合法人が、臨時総会において建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)62条に基づき、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成多数でマンション建て替えの決議をしたところ、本件マンションの区分所有者Xが本件決議等の無効確認を求めた訴訟において、本判決は、再建建物の敷地の特定がされていない点及び地上権の処理について明らかにされていない点において、区分所有法62条2項1号の要件を満

たしていないというべきであるなどと判断し、Xの請求を認容した1審判決を支持した。

(7) 東京高判平成19年11月28日 判タ1268号322頁  
平成19年(ホ)第2858号 バルコニー増築部分撤去請求控訴事件(取消、差戻・上告受理申立)  
区分所有建物の管理組合法人Xが、その区分所有者であるYらに対し、Yらの区分所有建物に接する各バルコニーにされた増築(和室の部屋を増床したもの)は管理規約等に違反すると主張して、昭和58年法律第51号による改正後の「建物の区分所有等に関する法律」57条等に基づき、上記各増築部分の各撤去を求めた事案において、原判決は、改正後区分所有法附則10条の義務違反者に対する措置に関する経過措置は改正前区分所有法による扱いを期待して行われた者の信頼を保護する趣旨で設けられたものであるから、改正後区分所有法の施行日より前に設置された上記各増築部分については改正後区分所有法57条を根拠として本件請求をすることはできず、また、改正前区分所有法を根拠にしても本件請求をすることはできないとして、Xの原告適格を否定し、その訴えをいずれも却下したが、Xが控訴し、本件請求の法的根拠として管理規約の定め等を主張したところ、本判決は、Xが自らには本件請求をする権利があると主張して訴えを提起した以上、原告適格が欠けるとはいえず、また、本件附則は管理組合が改正後区分所有法の施行前になされた改正前区分所有法5条1項に規定する行為を問題にして、区分所有者に対し管理規約に基づきその行為の結果の除去等を求めることの妨げとはならないところ、本件における管理規約にはバルコニーに構築物を築造することを禁止する具体的な定めが置かれていることがうかがわれるから、少なくとも管理規約の定めを根拠にすればXが本訴請求をすることができないとはいえないとして、原判決を取り消して、差し戻した。

(8) 東京高判平成19年12月17日 判タ1285号159頁  
損害賠償請求控訴事件(変更・上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))  
本件で、産婦人科医院を経営する医療法人の代表者Xは、体調不良により分娩診療を中止し後継者を募集したところ、産婦人科医師Yが同募集に応じたため医療法人を譲り受ける交渉を開始し、契約締結の運びとなったが、締結予定日になってYが妻の反対等を理由に契約締結に応じなかった。Yは、契約交渉中、契約後の医院の経営のためそれまで中止していた分娩診療の再開を提案されてこれを了解したため、Xは、同診療を再開する旨を院内に掲示し診療の予約を受け付ける等したが、Yが契約を締結しないこととしたため、Xは産婦人科医院としての責任と名声保持のため体調不良をおして分娩診療を余儀なくされた。本判決は、こうした事情の下においてはYの分娩診療再開の決断によって後戻りの困難な措置を確定的に選択し、Xに対しYが営業を譲り受けるという確かな信頼を与えた後になって正当な理由もなく契約締結を拒絶してその信頼を裏切ったとして契約締結上の過失があるとし、Xには健康上の理由で取りやめていた分娩取扱いをせざるを得なくなって多大の心労を余儀なくされたと認め、Yに対し慰謝料100万円の支払いを命じた。

(9) 東京地判平成19年10月23日 判タ1285号176頁  
平成17年(ワ)第8172号 建築工事差止請求事件(請求棄却・控訴)  
本件は、町田市内に居住する原告らが、同市内に建築されたマンションの建築主、設計、施工者及び同マンションの区分建物を買い受けた引受参加人らに対し、同マンションにより人格権としての景観利益等を受忍限度を超えて侵害されているとして不法行為に基づく原状回復措置として同マンションの一部撤去を求めた事案である。本判決は、原告らは本件マンション付近の景観について景観利益を有するとしたものの、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たると言えるためには、少なくともその侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものである等、侵害行為の態様や程度において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められるとし、本件については、そのような事情は認められないとして、原告らの請求を棄却した。

(10) 水戸地判平成20年2月27日 判タ1285号201頁  
平成14年(ワ)第513号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)  
本件は、Y1の事業所において核燃料物質の加工に際して臨界事故が発生した当時、同事業所付近の工場で稼働していたXらが、本件事故に起因して身体に変調が生じたと主張して、Y1及びその親会社であるY2に対し、主位的に民法上の不法行為、予備的に原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)3条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。本判決は、原子力損害の賠償責任に関する原賠法の規定は民法の規定は民法の特則であり、民法上の不法行為の規定の適用は排除されるとして、Y1に対して民法上の不法行為に基づく賠償請求はできないとし、Y2については、原子力損害につき原子力事業者以外の者が責任を負わないことを明記する原賠法4条1項の規定を根拠に賠償責任を否定した。そして、科学技術庁が算定したXらの被曝線量の推定値に合理性を認めた上で、放射線の人体に対する影響に関する一般的な知見を踏まえて、本件事故とXらが主張する健康被害との間に相当因果関係は認められない等として、Xらの請求を棄却した。

(11) 名古屋地判平成20年9月5日 判時2044号106頁  
平成20年(シ)16号 郵便貯金債権返還請求控訴事件、取消(確定)  
郵便貯金が、特別の保護であるとはいえ民法上の時効の制度とは異なる制度を採用し、また現存照会、現在高の証明及び現在高の確認等という一般の預金者には容易に判別がつかないおそれのある複数の手続を併置している以上、郵便貯金の権利保全につき説明を求められた公社の職員としては、その権利の保全の手続につき、質問に応じて正確に回答・説明すべき信義則上の義務があるというべきであり、公社の職員がこれを怠ったために郵便貯金の権利者が期限内での権利行使を妨げられた場合には、公社又はその承継人が当該郵便貯金につき権利消滅を主張することは権利濫用に当たると解するのが相当である。

(12) 大阪地判平成21年3月23日 判時2043号105頁  
平成19年(ワ)4363号 遺言無効確認請求事件 棄却(控訴)  
Aは妻X1、子X2ないしX4がいたところ平成17年9月1日に自殺により死亡した。その後、Aの勤務先の執務机の中から「自分に万一の事あれば本件全てを実弟Yにお渡し下さい。平成17年1月17日A 印」と記載された書面が発見された。X1らがYに対し本件の書面は明確性に欠け遺贈するという内容の遺言として無効である等主張し、遺言無効確認を請求した。

本判決は、遺言の解釈に当たっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況等を考慮して遺言者の真意を探求し遺言書の条項の趣旨を確定すべきものである(最二判昭和58年3月18日)とし、本件ではAがXと別居し、離婚調停を申し立てられ、そのことがアルコール依存症の原因であると考えようになっていたこと、Aが病院に入院中経済的に窮し、疎遠になっていたYに援助を求め、兄弟の関係を修復したこと、Aの勤務先からAが出勤していないことの連絡を受けたのはYであり、Yが自殺したAを発見したこと等の事情があり、少なくともAは自分の執務機の引き出しの中に保管していたものをYに遺贈する意思であったと認めるのが相当であり、「万一の事」とは自らの死亡、「本件全て」は自分の執務機の引き出しの中に保管していたものであると特定することができるとし、Xらの請求を棄却した。

(13) 東京地判平成21年4月13日 判時2043号98頁  
平成19年(ワ)18320号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

Xは参議院の議員宿舎に隣接して土地を所有し、土地上の建物で事業を行っていたが、新宿舎の建設計画が立てられていることを知り、近隣の住民等とこの計画に反対し、参議院事務局に問い合わせる等した。参議院事務局は、担当者等が建設に賛成する会の役員等と近隣住民に対する対応策を協議する会合を開催したが、その際、担当者等が役員等らにXらが参議院、国土交通省に電話した日時、氏名、住所、電話番号、電話による発言内容、Xの病歴等が記載された文書(本件文書)を交付した。Xは週刊誌の記者からの取材によって本件文書の交付を知ったため、Y(国)に対し、個人情報の漏洩を主張し、不法行為に基づき250万4000円の損害賠償を請求した。本判決は、Xが参議院事務局の者らに対する問い合わせ、意見表明のための発言は、これが記録されて外部に文書として渡されることを想定して話していないところ何らの合理的必要性もなく、外部の者に本件文書を渡したものであり、違法な行為であるとし不法行為を認め、慰謝料として50万円、弁護士費用として20万円が相当である等として請求を一部認容した。

#### 【商事法】

(14) 仙台高判平成19年8月29日 判タ1268号287頁  
平成19年(ネ)第180号 保険金請求控訴事件(控訴棄却・確定)

Xは、平成14年9月25日、損害保険会社Yとの間で、その所有の本件建物と家財について住宅総合保険契約を締結し、次いで、同年12月28日、Yとの間で本件建物と家財について住宅総合保険契約を追加締結していたところ、平成15年1月13日、火災により本件建物と家財が全焼したため、Yに対して3201万円余の保険金を請求したが、本判決は、Xが、平成15年2月1日頃、焼失した動産の価額を合計2768万円とする内容の「家財の現在高並に損害見積額明細書」を提出したこと、Xが、本件訴状において動産焼失による損害を2759万5000円と主張したこと、Xが平成17年9月8日付準備書面で動産焼失による損害を601万3900円として請求を減縮したこと、などからすれば、Xが本件明細書において焼失した動産の価額について、本来の4倍を超える額の額を表示したことが明らかであるし、Xは、同明細書には購入時の価額を記載したにすぎないというが、焼失時の価額をも念頭に記載していたことが推測できること、Xは約5年間、損害保険の保険代理店業務に携わっていたこと、本件明細書の表題には「家財の現在高」の文言が明記されていることなどからすれば保険契約の対象となる損害は焼失した動産の時価であることが知られることと推認することができるなどとし、XがYに本件明細書を提出して保険金を請求したことは、保険約款に定める支払い拒絶事由に該当すると判断し、Xの請求を棄却した1審判決を支持した。

(15) 東京高判平成21年4月23日 金法1875号76頁  
平成20年(ネ)第4187号 損害賠償請求控訴事件

銀行による普通預金の払戻拒絶措置(預金拘束ないし預金凍結)が違法でないと言われた事例。本判決は、預金者の大口かつ重要な取引先であって、事業上きわめて密接な関係がある会社が民事再生法手続開始の申立てをしたために、預金者の同会社に対する多額の貸付金債権の大部分が回収不能となる可能性が高くなり、そのため預金者は実質上の債務超過に陥り今後の事業の継続が困難になったとして、普通預金の払戻拒絶措置を取り、その後追加担保の提供もなかったことにより、貸付契約第4条2項5号にいう「債権を保全する相当の理由」(期限の利益喪失事由)が生じたものというべきであるとして、期限の利益喪失請求、貸付金との相殺の措置を取った銀行の行為が違法とはいえない、とした。

#### 【知的財産】

(16) 知財高判平成21年1月28日 判時2045号134頁  
平成20年(ネ)第10054号 特許権等侵害差止請求控訴事件 控訴棄却(上告)

特許権侵害訴訟において、特許権を侵害した商品を製造販売等した相手方が、当該商品の販売台数にかかる文書の提出命令に正当な理由無く応じず、特許権者が文書の記載に関する具体的な主張をすることが著しく困難で、他の証拠により立証することも著しく困難である場合に、民事訴訟法224条3項により、特許権者の損害額にかかる販売台数の主張が真実であると認めた事例。

(17) 知財高判平成21年8月27日 裁判所HP  
平成20年(ネ)10063号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所 平成19年(ワ)第20986号事件)

女性デュオ「ピンク・レディー」を結成していた控訴人らが、出版社である被控訴人に対し、被控訴人が発行する本件雑誌中の記事において控訴人らの写真14枚を無断で使用したことが控訴人らのいわゆる「パブリシティ権」を侵害する不法行為になると主張し、損害賠償金の支払を求める事案で、原判決は、芸能人等の氏名、肖像の使用行為がそのパブリシティ権を侵害する不法行為を構成するか否かは、その使用行為の目的、方法及び態様を全体的かつ客観的に考察して、その使用行為が当該芸能人等の顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的とするものであるといえるか否かによって判断すべきであるとした上、本件事案における控訴人らの写真の使用が控訴人らの顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的としたものと認めることはできないとして、控訴人らの請求をすべて棄却したため、控訴人らがこれを不服として控訴した。  
著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許

容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるものであって、著名人の肖像写真が当該著名人の承諾の下に頒布されたものであった場合には、その頒布を受けた肖像写真を利用するに際して、著名人の承諾を改めて得なかったとして、その意味では無断の使用に当たるといえるときであっても、なおパブリシティ権の侵害の有無といった見地からは、その侵害が否定される場合もあり、本件記事の主題は、ピンク・レディーの楽曲の振り付けによってダイエットを紹介して勧める記事ということができ、社会的に著名な存在であった控訴人らの振り付けを本件記事の読者に記憶喚起させる手段として利用されているにすぎないから、本件記事における本件写真の使用をもって違法性があるということとはできない、として本件控訴は棄却された。

(18) 知財高判平成21年9月16日 裁判所HP  
平成21年(ホ)10030号 著作権に基づく侵害差止請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第4874号)

読売新聞西部本社事務局長である控訴人(原告)は、フリージャーナリストである被控訴人(被告)が開設したウェブサイトに掲載された新聞販売店の経営者から提起された訴訟の過程で作成した回答書の削除を求める旨の催告書も被告サイトに掲載されたため、公表権及び複製権に基づき本件催告書を被告サイトから削除することを求めた事案で、1 原告は、本件催告書を作成した者であると認めることができないから、原告の主張は理由がない、2 また、事案にかんがみ、本件催告書の著作物性を検討し、本件催告書は、著作権法2条1項1号所定の「創作的に表現したもの」であるとはいえないから著作物に当たらないと判断して棄却された原判決を不服として原告は本件控訴を提起した。

原告は被告サイトに本件回答書が掲載されていることを発見したため、原告代理人に対しその対処方法について相談し、著作権侵害を理由として本件催告書を送信することの示唆を受けて、原告が本件催告書の作成を開始し、これを原告代理人に対しメールによって送信し、原告代理人から末尾のみ修正を受けて、これを被告に対して送信したという原告の供述は、原判決に記載したとおり極めて不自然である。本件催告書は、原告から相談を受けた、原告代理人事務所において、本件催告書を作成し、そのデータをメールに添付する方法により、原告に送信し、これを受信した原告が、被告に対して送信したものと認定することによって辻褃が合うといえる、として、本件控訴は棄却された。

(19) 東京地判平成21年7月15日 裁判所HP

平成19年(ワ)27187号 特許権侵害差止等 特許権 民事訴訟

被告は、本件分割出願の元である原出願の拒絶査定に対する審判手続及び審決取消訴訟手続では、原告が、「テレビジョン番組リスト」の用語を「個々の番組単位における番組情報」の意味では使用しておらず、各手続における特許庁の主張及び裁判所の判決においても、「テレビジョン番組リスト」とは、テレビジョン番組のタイトルが並んだものと解されているから、本件発明における「テレビジョン番組リスト」の文言についても、「テレビジョン番組のタイトルが並んだもの」を意味すると解すべきであり、分割出願に係る本件特許権による権利行使の際に、同用語の意義を違えて主張することは、信義則に基づく禁反言法理から許されないと主張する。

しかしながら、分割出願制度は、一つの出願において二つ以上の異なる発明の特許出願をした出願人に対し、出願を分割する方法により、各発明につき、それぞれ元の出願の時に遡って出願がされたものとみなして特許を受けさせるものであるから、原出願で特許出願された発明と、分割出願で特許出願された発明は、本来、内容を異にするものであり、分割出願された発明の「特許請求の範囲」に記載された文言の解釈が、原出願の手続における文言の解釈と必ずしも一致する必要はないというべきである。

したがって、本件特許の「テレビジョン番組リスト」の文言の解釈において、仮に、原出願の拒絶査定に対する審判手続及び原出願審決に対する審決取消訴訟手続において使用された「テレビジョン番組リスト」の文言の意味とは異なる解釈をしたとしても、禁反言法理から許されないとはいえず、被告の上記主張は採用できない。

(20) 大阪地判平成21年9月10日 裁判所HP

平成19年(ワ)16025号 損害賠償請求事件 特許権 民事訴訟

発明の名称を「調理レンジ」とする特許権を有する原告らから、その特許権侵害を理由として、被告に対する損害賠償請求が為された事案。特許請求の範囲において、加減圧手段は「レンジ室内と連通されレンジ室内の加圧及び減圧を繰り返す加減圧手段」というように、加減圧という作用、機能面に着眼して抽象的に記載されているだけであって、加減圧手段の具体的な構成は明らかにされていない。

このように、特許請求の範囲の発明の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合に、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成がすべてその技術的範囲に含まれるとすれば、明細書に開示されていない技術的思想に属する構成までもが発明の技術的範囲に含まれることになりかねず、特許権に基づく独占権が当該特許発明を公衆に対して開示することの代償として与えられるという特許法の理念に反することになり、相当でない。

そこで、本件特許発明1の技術的範囲を確定するに当たっては、本件明細書1の発明の詳細な説明及び図面を参照し、そこに開示された加減圧手段に関する記載内容から当業者が実施し得る構成に限り、その技術的範囲に含まれると解するのが相当である。

【民事手続】

(21) 東京高判平成21年2月24日 金法1875号88頁

平成20年(ホ)第4203号 損害賠償請求控訴事件

小切手の一種である米国のクリーンビルにつき商事留置権を有する銀行が、同クリーンビルの権利者である融資先債務者からの取立委任に基づいて取立をし、取立金を債務者に対する破産手続開始決定の後に同債務者に対する債権の弁済に充当した行為について、同債務者の破産管財人に対する不法行為は成立せず、不当利得ともならないとされた事例。

本判決は、銀行の行為は、商事留置権に基づき、債務者が債務を履行しないときは銀行が占有する手形等の取立または処分をして債務の弁済に充当できる旨定める銀行取引約定4条4項の規定を根拠とするものとして許容され、かつクリーンビルの取立について取立人の裁量等により不公正な結果を招来させるものではなく、権利濫用にも当たらないから、破産管財人に対する不法行為となるものではない、とした。

(22) 東京高決平成21年3月31日 金法1875号84頁

平成20年(ヲ)第1973号 財産開示手続申立却下決定に対する執行抗告事件

原告人は、債務者の預金債権および利息債権につき強制執行をしたが、その額が少なくて請求債権の満足を得られなかったことをもって、民事執行法197条1項1号に該当すると主張して、財産開示の申立てをした事例。

原決定は、法197条1項1号にいう「配当等」とは、「配当又は弁済金の交付」をいうことになるとして申立てを却下したところ、原告人は、「配当等」を「配当又は弁済金の交付」と限定する必要はなく、債権執行で当該金銭債権の完全な弁済を得られなかった場合も「配当等」に含まれると主張して執行抗告した。

これに対し、本決定は、要旨以下のとおり述べて、本件抗告を棄却した。

財産開示手続は、過料の制裁を背景として、債務者のプライバシーに属する情報である財産に関する情報を強制するものであることから、財産開示の必要性が要求され、民事執行法197条1項1号は、これに該当する事実があれば、それだけで当該必要性があるとみなされる形式的な要件であり、同項2号は、具体的事案に応じて必要性の疎明が要求されることを示す実質的的要件である。したがって、同項1号の要件は明確な一義的的要件であることが必要であって、その解釈は形式的・制限的に行うべきものと解される所、同法84条3項において「配当又は弁済金の交付」をもって(以下、「配当等」という。)と明示していることからすれば、同項1号にいう「配当等」とは、「配当又は弁済金の交付」を言うものと解されるのであって、そう解することが、濫用防止のための財産開示の必要性の要件として、迅速性・公平性を図り、かつ、定型性・画一性を旨とする民事執行法の法構造と調和するといふべきである。

#### 【刑事法】

(23) 最一決平成21年6月29日最高裁HP

平成21年(あ)328号 建造物侵入、窃盗被告事件 (棄却)

1 パチスロ店内で、パチスロ機に針金を差し込んで誤動作させるなどの方法によりメダルを窃取した者の共同正犯である者が、上記犯行を隠ぺいする目的をもって、その隣のパチスロ機において、自ら通常の方法により遊戯していた場合、この通常の遊戯方法により取得したメダルについては、窃盗罪は成立しない。

2 パチスロ機の下皿内に窃取したメダル72枚が入っており、ドル箱内に窃取したものと窃取したとはいえないものが混在したメダル414枚が入っているとの本件事実関係の下においては、窃盗罪が成立する範囲は、下皿内のメダル72枚のほか、ドル箱内のメダル414枚の一部にとどまる。

(補足)

被告人とAらは、共謀の上、回胴式遊技機(通称パチスロ遊技機)からメダルを窃取する目的で、パチスロ店内に侵入し、Aが、パチスロ機の台で、針金を差し込んで誤動作させるなどの方法(以下「ゴト行為」という。)により、メダルを取得した。被告人は、専ら防犯カメラなどからAのゴト行為を隠ぺいする目的でAの左隣で通常の方法により遊戯し、メダルを取得した。

被告人らの犯行が発覚した時点で、Aの座っていた台の下皿にはAがゴト行為により取得した72枚のメダルが入っていた。被告人の太ももの上のドル箱には、被告人が通常の遊戯方法により取得したメダルと、Aがゴト行為により取得したメダルとが混在した414枚のメダルが入っていた。

原判決は、被告人の取得したメダルも本件窃盗の被害品ということができ、前記下皿内及びドル箱内のメダルを合計した486枚のメダル全部について窃盗罪が成立する旨判示した。しかし、Aがゴト行為により取得したメダルについて窃盗罪が成立し、被告人もその共同正犯であったといえるが、被告人が自ら取得したメダルは、被害店舗が容認している通常の遊戯方法により取得したものであるから、窃盗罪が成立するとはいえない。本件において窃盗罪が成立する範囲は、前記下皿内のメダル72枚のほか、ドル箱内のメダル414枚の一部にとどまるというべきである。

(24) 最三決平成21年6月30日 最高裁HP

平成19年(あ)1580号 住居侵入、強盗致傷被告事件 (棄却)

共犯者数名と住居に侵入して強盗に及ぶことを共謀した被告人が、共犯者の一部が住居に侵入した後強盗に着手する前に、見張り役の共犯者において住居内に侵入していた共犯者に電話で「犯行をやめた方がよい、先に帰る」などと一方的に伝えただけで、被告人において格別それ以後の犯行を防止する措置を講ずることなく、待機していた現場から上記見張り役らと共に離脱したなどの本件事実関係の下では、当初の共謀関係が解消したとはいえない。

(補足)

被告人は、共犯者数名と住居に侵入して強盗に及ぶことを共謀し、共犯者の一部が家人の在宅する住居に侵入した後、見張り役の共犯者が既に住居内に侵入していた共犯者に電話で「犯行をやめた方がよい、先に帰る」などと一方的に伝えただけで、被告人において格別それ以後の犯行を防止する措置を講ずることなく待機していた場所から見張り役らと共に離脱したにすぎず、残された共犯者らがそのまま強盗に及んだものである。そうすると、被告人が離脱したのは強盗行為に着手する前であり、たとえ被告人も見張り役の上記電話内容を認識した上で離脱し、残された共犯者らが被告人の離脱をその後知るに至ったという事情があったとしても、当初の共謀関係が解消したということとはできず、その後の共犯者らの強盗も当初の共謀に基づいて行われたものと認めるのが相当である。

(25) 最二決平成21年7月7日 最高裁HP

平成20年(あ)1703号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、わいせつ画像販売、わいせつ画像販売目的所持、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(棄却)

1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律2条3項にいう児童ポルノを、不特定又は多数の者に提供するとともに、不特定又は多数の者に提供する目的で所持した場合、同法7条4項の児童ポルノ提供罪と同条5項の同提供目的所持罪とは併合罪の関係にある。

2 児童ポルノであり、かつ、刑法175条のわいせつ物である物を、他のわいせつ物である物も含め、不特定又は多数の者に販売して提供するとともに、不特定又は多数の者に販売し



て提供する目的で所持した場合、わいせつ物販売と同販売目的所持が包括して一罪を構成すると認められるときには、全体が一罪となる。

(補足)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律2条3項にいう児童ポルノを、不特定又は多数の者に提供するとともに、不特定又は多数の者に提供する目的で所持した場合には、児童の権利を擁護しようとする同法の立法趣旨に照らし、同法7条4項の児童ポルノ提供罪と同条5項の同提供目的所持罪とは併合罪の関係にある。

しかし、児童ポルノであり、かつ、刑法175条のわいせつ物である物を、他のわいせつ物である物も含め、不特定又は多数の者に販売して提供するとともに、不特定又は多数の者に販売して提供する目的で所持したという本件のような場合においては、わいせつ物販売と同販売目的所持が包括して一罪を構成すると認められるところ、その一部であるわいせつ物販売と児童ポルノ提供、同じくわいせつ物販売目的所持と児童ポルノ提供目的所持は、それぞれ社会的、自然的事象としては同一の行為であって観念的競合の関係に立つから、結局以上の全体が一罪となるものと解することが相当である。

(26) 東京高判平成21年2月3日 高裁HP

平成19年(う)2251号 証券取引法違反被告事件 (破棄自判)

インサイダー取引規制に関し、投資顧問業者から特定の会社の株式買収の提案を受けた会社の代表取締役らが、被買収会社に対する一応の調査と買収資金の調達に関する一応の目処を踏まえた上、被買収会社の株を相当割合保有している上記投資顧問業者に対し上記買収に関する会議を設定することを了承したなど判示の事情の下では、上記了承は、公開買付け等の実施につき、それ相応の実現可能性があるものとして平成18年法律第65号による改正前の証券取引法167条2項にいう「公開買付け等を行うことについての決定」に当たる。

(27) 東京高判平成21年3月6日 高裁HP

平成20年(う)1168号 詐欺被告事件(棄却)

マンション販売会社の代表取締役が、その販売したマンションの構造計算書の計算結果が虚偽であり、建物の安全性が建築基準法に規定する構造計算によって確認されていないことを認識しながら、マンション居室の買主から残代金の支払を受けた行為は、買主に対し建物の安全性に重大な瑕疵がある旨を告げるなどして残代金の支払請求を一時的にでも撤回すべき作為義務に反するものとして、不作為による詐欺罪に当たる。

(28) 東京高判平成21年3月12日 高裁HP

平成20年(う)2747号 業務妨害被告事件(棄却)

犯罪予告の虚偽通報がなければ遂行されたはずの本来の警察の公務は、強制力を付与された権力的なものを含めて、その全体が偽計業務妨害罪にいう「業務」に当たる。

(補足)

(被告人が、インターネット掲示板に、虚構の殺人事件の実行を予告したため、警察署職員らが警戒等の徒勞の業務に従事させられ、その間、被告人の予告さえ存在しなければ遂行されたはずの警らその他の業務の遂行を困難ならしめ、もって偽計を用いて人の業務を妨害したとして、業務妨害罪(刑法233条)が成立するとの原審に対し、警察官らの職務は「強制力を行使する権力的公務」であるから、「業務」に該当せず、同罪は成立しないと主張に対しての判断)

最近の最高裁判例において、「強制力を行使する権力的公務」が本罪にいう業務に当たらないとされているのは、暴行・脅迫に至らない程度の威力や偽計による妨害行為は強制力によって排除し得るからである。本件のように、警察に対して犯罪予告の虚偽通報がなされた場合(インターネット掲示板を通じての間接的通報も直接的110番通報と同視できる)警察においては、直ちにその虚偽であることを看破できない限りは、これに対応する徒勞の出勤・警戒を余儀なくさせられるのであり、その結果として、虚偽通報さえなければ遂行されたはずの本来の警察の公務(業務)が妨害される(遂行が困難ならしめられる)のである。妨害された本来の警察の公務の中に、仮に逮捕状による逮捕等の強制力を付与された権力的公務が含まれていたとしても、その強制力は、本件のような虚偽通報による妨害行為に対して行使し得る段階にはなく、このような妨害行為を排除する働きを有しない。

したがって、本件において、妨害された警察の公務(業務)は、強制力を付与された権力的なものを含めて、その全体が本罪による保護の対象になると解するのが相当である。

【公法】

(29) 東京地判平成19年2月2日 判タ1268号139頁

平成17年(行ウ)第114号 退去強制令書発付処分取消等請求事件(第1事件)、平成17年

(行ウ)第115号 難民不認定処分無効確認請求事件(第2事件)(認容・確定)

不法残留を理由に退去強制の手続をとられた外国人男性(バングラデシュの少数民族でありその利益擁護のために政治活動を行ってきた者)が、同国籍国政府から直接迫害を受けるおそれはないが同国内の政治団体関係者から迫害を受けるおそれがあり、かつ同国政府から保護を受けられないため、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」(難民条約1条、難民の地位に関する議定書1条)として、難民に該当すると判断され、これを理由に退去強制令書発付処分及びその前提となる法務大臣の裁決が取り消され、また、法務大臣がした難民の認定をしない処分が無効であることが確認された。

(30) 札幌高判平成21年8月27日 最高裁HP

平成21年(う)58号 業務上過失致死傷(破棄自判)

小型船舶の船長である被告人が、河口付近海域の波浪状況等を自ら確認することなく、河川上流のマリーナから出航した過失により、同海域付近で大波を受けた結果、乗船者のうち2名に傷害を負わせ、1名を海中に転落させて死亡させた業務上過失致死傷事件について、被告人を禁錮1年6月の実刑に処した原判決を破棄し、保護観察付き執行猶予とした事例。

原審と高裁判決とは、死亡に至る経緯に於いて死亡被害者にも安易な側面があったと評価し量刑に反映させたか否かや、被告人の死亡被害者遺族に対する対応が全体として誠実と評価できないか否か、海難事故に関する科刑の実情を考慮したか否かの諸点で異なっている。

(31) 広島地決平成20年2月29日 判時2045号98頁

平成19年(行ク)第13号 埋立免許仮の差止め申立事件 却下(確定)

公有水面の埋立免許付与申請に対する埋立免許付与処分仮の差止めを求めた事案において、慣習排水権者及び景観利益を有する者に申立の法律上の利益があることを認めたと、慣習排水権者については埋立が着工されても直ちに排水が不可能になり生活に多大の支障を生ずるなどの緊急の必要性が認められず、景観利益を有する者についても、原状回復は著しく困難であるが、本案である差止訴訟で主張立証がほぼ尽くされており、埋立免許が付与された場合、直ちに差止訴訟を取消訴訟に変更し、同時に執行停止の申立をして埋立着工前に執行停止の許可の決定を受けることが十分可能であるから、緊急の必要性が認められないとされた事例。

(32) 大阪地判平成20年2月29日 判タ1268号164頁

平成17年(行ウ)第102号 納税告知処分取消等請求事件(認容・確定)

学校法人の設置する高等学校及び中学校の各校長であった当該学校法人の理事長Aが同各校長の職を退いて、同学校法人の設置する大学の学長に就任するにあたり、同高等学校の退職金規程等に基づいて同人に支給された退職金名目の金員に係る所得について、退職所得ではなく、所得税法28条1項にいう「給与所得」に該当するとして納税告知処分及び不納付加算税賦課決定処分がなされたことに対し、その各取消を求めた取消訴訟において、本判決は、Aの校長からの退職及び学長への就任という勤務関係の異動を同一の学校法人の設置する内部組織としての教育機関の代表者、最終責任者の職間の異動にすぎないとみられなくもないとしつつ、学校教育法及び私立学校法等における学校法人の理事長、大学の学長、高等学校等の校長の地位、権限等の相異を前提として、大学学長就任時前後におけるAの具体的職務の量や内容の変化、給与月額の変化等を具体的に認定した上、当時のAの年齢が74歳と高齢であったこと、上記高等学校が学校法人の中心的な教育機関として位置づけられていたことなどを加味して、本件金員については、実質的にみて「退職手当、一時恩給その他の退職により一時にうける給与」と同一に取り扱うことが相当というべきであり、退職所得に該当するとし、いずれの各処分も取り消された。

#### 【社会法】

(33) 大阪高判平成20年11月27日 判時2044号86頁

平成20年(ネ)639号 地位確認等請求控訴事件、控訴棄却(上告)

控訴人らがマイノリティの教育権の根拠として主張するところは採用できず、ほかに我が国において法的拘束力のある条約および法律でマイノリティの教育権という具体的権利として保障したものはない。

このようにマイノリティの教育権に具体的権利性が認められない以上、市が市立小中学校で実施していた在日外国人向け多文化共生・国際理解教育事業を廃止・縮小することによる権利侵害を観念できず、事業の廃止・縮小の違法をいう控訴人らの主張には理由がない。

#### 【紹介済判例】

知財高判平成18年7月11日 判タ1268号308頁

平成17年(行ケ)第10179号 特許取消決定取消請求事件(請求棄却・確定)

→法務速報92号10番で紹介済み

東京高判平成20年1月31日 判タ1268号208頁

平成18年(ネ)第5133号 平成19年(ネ)第98号 損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件(変更、附帯控訴棄却・上告、上告受理申立)

→法務速報91号2番で紹介済み

最三判平成20年2月19日 判タ1268号123頁

平成18年(受)第1994号 保険金請求事件(上告棄却)

→法務速報83号1番で紹介済み

最一判平成20年2月28日 判時2044号50頁

平成17年(行ヒ)47号 保護申請却下処分取消等請求事件 破棄自判

→法務速報83号30番で紹介済み

最一判平成20年2月28日 判タ1268号116頁

平成19年(受)第611号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報83号2番で紹介済み

最二決平成20年3月3日 判タ1268号127頁

平成17年(あ)第947号 業務上過失致死被告事件(上告棄却)

→法務速報83号25番で紹介済み

最一判平成20年3月6日 判タ1268号110頁

平成19年(才)第403号 平成19年(受)第454号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報83号31番で紹介済み

最二決平成20年4月15日 判タ1268号135頁

平成19年(あ)第839号 窃盗、窃盗未遂、住居侵入、強盗殺人被告事件(上告棄却)

→法務速報85号24番で紹介済み

最三判平成20年4月15日 判時2043号84頁

平成18年(受)263号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報84号19番で紹介済み

最三判平成20年4月22日 判タ1268号132頁

平成19年(あ)第1055号 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反幫助被告事件(上告棄却)



→法務速報85号25番で紹介済み

知財高判平成21年1月28日 判時2043号117頁  
平成20年(行ケ)10096号 審決取消請求事件 認容(確定)  
→法務速報95号17番で紹介済み

名古屋高判平成21年2月19日 判時2045号123頁  
平成20年(ネ)第964号 建物取去土地明渡請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立)  
→法務速報98号3番で紹介済み

最三小判平成21年4月14日 金法1875号61頁  
平成19年(受)第996号 貸金請求本訴, 損害賠償等反訴請求事件  
→法務速報96号4番で紹介済み。

最二判平成21年4月17日 判時2044号74頁  
平成20年(受)951号 株主総会決議不存在確認請求事件, 破棄差戻  
→法務速報97号15番で紹介済み

最二判平成21年4月17日 判時2044号142頁  
平成19年(受)1219号 不当利得返還等請求事件, 一部破棄差戻, 一部破棄自判  
→法務速報97号11番で紹介済み

最三判平成21年4月21日 判時2043号153頁  
平成17年(あ)1805号 殺人, 殺人未遂, 詐欺被告事件 上告棄却  
→法務速報97号20番で紹介済み

最一判平成21年4月23日 判時2045号116頁  
平成20年(才)第1298号 所有権移転登記手続等請求事件 上告棄却  
→法務速報97号1番で紹介済み

最三判平成21年4月28日 判時2045号118頁  
平成20年(受)第981号 損害賠償請求事件 破棄自判  
→法務速報97号25番で紹介済み

---

2. 平成21(2009)年9月21日までに成立した, もしくは公布された法律  
なし。

---

### 3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

森まどか 中央経済社 251頁 4830円  
社債権者保護の法理

柴田和史 商事法務研究会 474頁 5040円  
会社法詳解

生野正剛/二宮孝富/緒方直人/南方暁編 法律文化社 375頁 6825円  
変貌する家族と現代家族法 有地亨先生追悼論文集・・・★

民法(債権法)改正検討委員会編 商事法務研究会 429頁 4935円  
詳解 債権法改正の基本方針1 序論・総則

井形浩治/池島真策/北村實他編 中央経済社 258頁 2730円  
経営と法 学びのエッセンス

宗宮英俊/佐藤裕義編 新日本法規出版 495頁 4935円  
抗告・異議申立ての実務と書式

---

### 4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

小坂井久 現代人文社 345頁 4410円  
取調べ可視化論の現在・・・★

日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会編 商事法務研究会 383頁 3990円

## 企業内弁護士

後藤武秀 法律文化社 181頁 2520円  
台湾法の歴史と思想

曾根威彦/榎澤能生編 日本評論社 295頁 3675円  
法実務, 法理論, 基礎法学の再定位 法学研究者養成の示唆

小林公 木鐸社 467頁 6300円  
法哲学

出口恭平 第一法規 178頁 2625円  
弁護士のためのマネジメントマニュアル

---

## 5. 発刊書籍の解説

---

- ・変貌する家族と現代家族法 有地亨先生追悼論文集  
法学の他, 社会学や民俗学, 歴史学等を踏まえ, 家族法の研究と同時に家族の在り方を考えてきた故・有地亨先生の追悼論文集である。  
全体を通して, 家族の形態が多様化した現代社会においても, 家族法はそれらの形をどれひとつ無視することなく, 細かく対応していく必要があるという立場から論じられている。
- ・取調べ可視化論の現在  
国家が国民に対して司法への主体的な関与を求めるのであれば, そのための環境を整えるべきであるとして, 取り調べ可視化について様々な角度から解説している。  
裁判員制度を「司法過程の透明化」の一環と捉え, 取り調べ可視化も, 開かれた司法に必要な手続きの一つであるとしている。  
更に可視化の必要性を論じるだけでなく, その導入後も見据えた議論を展開している。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて  
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---